

老人保健事業が

スタートします

老人保健法が成立し、昭和五十八年二月一日から老人保健事業が行われることになりました。

この老人保健法の特長は次の三つです。

- 一、実施主体は市町村であること。
- 二、医療だけでなく、まず健康に老いることを目標とし、予防健康増進・治療・機能訓練まで一貫のものとしてまとめていること。
- 三、必要な費用は国民が公平に負担することです。

以下にその内容を説明します。

「医療」 七十歳以上の者及び六十五歳以上七十歳未満の寝たきり老人等（国民年金法別表障害一、二級該当者）を対象として「医療」の給付が行われます。

医療機関で受診する場合、窓口保険証と健康手帳を呈示してください。その際、外来一日四百円、入院一日三百円（ただし、二か月

間まで）の一部負担金が徴収されます。

「健康手帳」 六十五歳以上の医療受給対象者の外に、四十歳以上の希望者全員に「健康手帳」を交付し、その結果を記録するなどして、医療と日常の健康管理に役立たせます。

「健康教育」 健康についての自覚を高め、正しい知識を広めるため保健学級などによって「健康教育」を行います。

「健康診査」 循環器とガンを中心に年一回「健康診査」を行います。

「機能訓練」 脳卒中などの後遺症からだの不自由な人に対して、機能の維持回復と日常生活の自立を助けるため「機能訓練」を行います。

「訪問指導」 在宅で寝たきりの人などに対して、保健婦などによる「訪問指導」を行います。

詳しいことは、最寄りの市町村役場にお尋ね下さい。

（保健予防課）

「省エネルギー展」のご案内

毎年二月は、省エネルギー月間です。エネルギーのほとんどを海外に依存している我が国にとって、省エネルギーは、エネルギー政策の重要な柱となっています。この省エネルギー月間の一環として、「省エネルギー展」が開催されます。

この展示会は、省エネルギー設備機器、住宅の断熱構造化等の省エネルギーに関する最新の情報を提供し、省エネルギー意識と実践のより一層の定着化を図ることが目的で、熊本で今回初めて開催されるものです。多数のご来場をお願いします。

- 一、名称 「83省エネルギー展」（熊本会場）
- 二、主催 財団法人省エネルギーセンター
- 三、後援 熊本県・県市長会・県町村会・福岡通商産業局
- 四、協賛 九州各県・関係諸団体・報道機関
- 五、会期 昭和五十八年二月

十七日（木）～二月二十日（日）四日間

六、会場 興南会館 熊本市 本山町一三二 電話〇九六三（七一）一五一五

七、テーマ 省エネルギーで創る豊かな生活

八、主な展示内容 エネルギー情勢、省エネルギー技術開発

・ソーラーシステム、太陽熱温水器生活に密着した各種省エネルギー設備機器

・住宅の断熱構造、建材 エネルギー供給、消費、リサイクル

・身近かな省エネルギーの具体策

・その他エネルギーに関連した遊びの広場

九、入場料 無料

十、同時開催行事

・講演会「住まいの省エネルギー」 二月十七日（木）午後一時 興南会館

・講演会「エネルギーを考える」 二月十八日（金）午後一時 熊本市産業文化会館

（エネルギー対策課）



兜梅

● 県指定天然記念物

天草氏代々の居城といわれる中世城―本渡古城―東麓平地にある延慶寺の庭園内にある白色一重の梅の木。主幹樹高は約三メートル、根回りは約一・七メートルある。東西に約十一メートル、南北に約六メートル枝が張っている。兜梅の名称については、天正十七年（一五八九年）加藤清正の攻略による本渡城落城の際、木山弾正の妻お京の方の兜が、この梅の枝にかり抜け落ち、女性とわかり打ちとられたという伝承に由来する。

（昭和五十七年八月二十八日指定）